

専決処分の報告について

物損事故に係る損害賠償について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和2年11月26日提出

秦野市長 高橋昌和



## 専 決 処 分 書

物損事故に係る損害賠償について、地方自治法第180条第1項の規定による「議会の委任による市長の専決処分について」に基づき、市長において次のとおり専決処分する。

- 1 賠償金額  
242,184円
- 2 賠償の相手方

[Redacted Name]  
[Redacted Address]

令和2年10月30日

秦野市長 高橋 昌 和



### 事故の概要

- (1) 発生日時  
令和2年9月17日午後2時から同月24日午後4時までの作業時間  
(計8時間) 中
- (2) 発生場所  
株式会社湘南運輸倉庫敷地内 (秦野市堀山下190番1)
- (3) 事故の状況  
水道施設課職員が、本町第8取水場 (秦野市堀山下190番3) に設置された外周柵の塗装替えの作業を行っていた際、周囲に対する安全対策が不十分であったため、隣接する駐車場に駐車されていた [Redacted] さん所有の普通自動車に塗料が付着し、車両が損傷した。
- (4) 本市の責任原因  
周囲の安全対策不履行
- (5) 本市の責任割合  
100パーセント